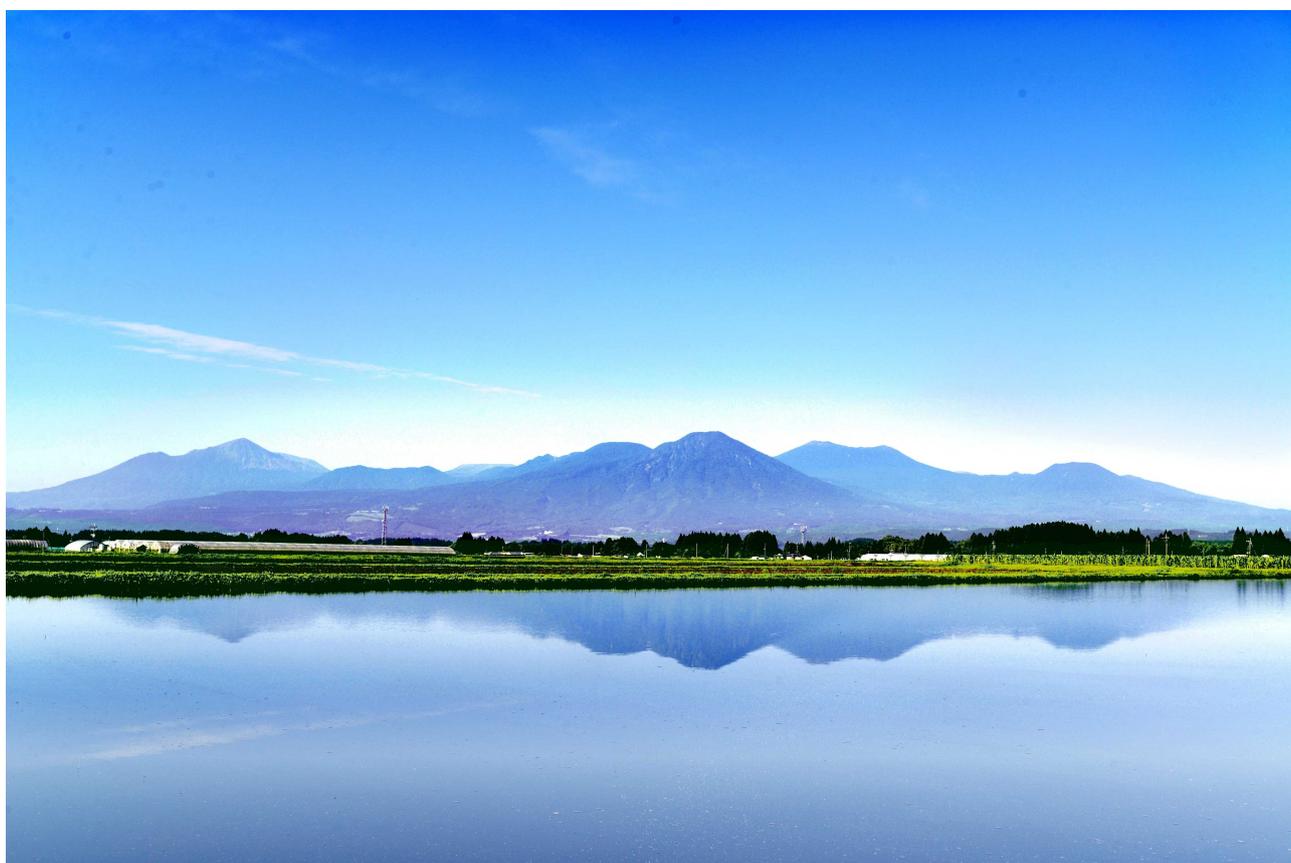


《人も心もワクワクにぎわうまち》

「魅力にあふれた小林市農業・農村の創造」

# 小林市農業振興計画



令和4年3月

I	計画策定にあたって	1
II	農業の現状と課題	2
	1. 自然条件	2
	2. 農家戸数の推移	3
	3. 農地面積の推移	5
III	課題別方策と目標	5
	1. 担い手の確保・育成	5
	(1) 新規就農者の確保	5
	(2) 認定農業者	6
	(3) 集落営農組合	7
	(4) 労働力の確保	8
	2. 農地の確保、有効利用	8
	(1) 人・農地プラン	8
	(2) 農地中間管理事業	8
	(3) 多面的機能支払制度	10
	(4) 中山間地域等直接支払制度	11
	(5) 畑地かんがい事業	12
	(6) 持続可能な農業の推進	14
	3. 6次産業化、観光	16
	4. 食育、地産地消	16
	5. 品目別生産状況と目標	17
	(1) 耕種	17
	1) 水稻	18
	2) 露地野菜	18
	3) 施設野菜	19
	4) 果樹	19
	5) 花き	20
	6) 特用作物	21
	(2) 畜産	22
	1) 肉用牛（繁殖雌牛）	22
	2) 肉用牛（肥育）	23
	3) 酪農	23
	4) 養豚	24
	5) 養鶏	24
	6) 家畜衛生対策	25
	7) 畜産環境対策	25

## I 計画策定にあたって

わが国の農業では、人口減少に伴う国内マーケットの縮小、T P P等の新たな国際競争の激化、気候変動に伴う頻発する自然災害や家畜の伝染性疾病などの課題に直面し、生産基盤の脆弱化、地域コミュニティの衰退が懸念されています。さらには新型コロナウイルス感染症の拡大等、めまぐるしく変化しています。

このような中、国は10年程度先まで施策の方針を示す食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展及び農村の振興という4つの基本理念の実現に向けた具体的な施策展開のプログラムである「食料・農業・農村基本計画」を策定しました。この基本計画は、食料・農業・農村を取り巻く様々な情勢の変化に対応できるよう5年ごとに変更することとされています。また、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、「みどりの食料システム戦略」が公表されました。

県では、あらゆる危機事象に負けない農業を目指す「新防災」の観点を本県農業の土台に据えながら、賢く稼げる農業の実現に向けて、生産性の向上に加え、物流の効率化、多様な販売形態への対応など、生産・流通・販売に関する施策を連鎖的に展開する「スマート化」を目指し「第八次宮崎県農業・農村振興長期計画」を策定しました。これらの取組を経営規模の大小や個人・法人の別を問わない家族を中心とした「みやざき型家族農業」を核に、農業者のみならず、オール宮崎の総力戦で推進することとなっています。

これらの観点を踏まえ、この小林市農業振興計画を第2次小林市総合計画に基づく基本指針として策定し、令和8年度を目標とする農業振興計画とします。

第2次小林市総合計画では、「みんなでてなむ 笑顔あふれる じょじょんよかところ 小林市」を将来都市像としています。その中において農業は、施策大綱「にぎわい」(テーマとして「人も心もワクワクにぎわうまち」)分野として位置付けられ、次の4項目の方向性に向けて取組めます。

- ①雇用が増え、市民の所得も増えて、暮らしが豊かなまち
- ②観光や体験等で小林を訪れる方におもてなしができているまち
- ③小林に関する「情報発信・共有・交換」が積極的にできていて、地域の情報インフラも整備されているまち
- ④中心市街地、各商店街、観光地等がにぎわって、小林に人が集まりやすい環境ができていくまち

## II 農業の現状と課題

本市の農業は、戦後水稲、露地野菜、肉用繁殖牛の複合型農業が主体で行われていましたが、近年では肉用繁殖牛、酪農、養豚、養鶏、施設野菜、露地野菜、果樹、花き、特用作物などの単一経営による専門化や法人化、これに伴う規模拡大が見られるようになりました。

この様な状況において、農業を取り巻く環境は、少子・高齢化の進行に伴う農業従事者の高齢化や担い手、後継者の減少により耕作放棄地の増加や、農村地域の活動の低下が懸念されます。

一方で、消費者の食育や食の安全・安心、農村の持つ多面的機能についての関心が高まってきています。

しかしながら、人口減少社会の進行と食生活の変化により、農産物の需要が減少していることや、輸入農産物の増加、生産コストの高騰、気候変動による気象災害や鳥獣被害の増加、ポストコロナへの対応等により安定した所得の確保が難しい状況にあります。

そのため、意欲のある担い手の育成や後継者の確保に努めると共に、生産基盤の整備や産地づくり、活力ある集落づくりを目指す必要があります。

### 1. 自然条件

本市は、宮崎県の南西部に位置し、北は西米良村、熊本県、東は綾町、宮崎市、西はえびの市、南は高原町、都城市、鹿児島県に接しています。地形的には、霧島を有する山地地形となっており、市街地中心部から北部及び南部に行くにしたがって標高が増し、特に南部においては、韓国岳を最高峰とする標高 1,300m の地帯が広がっています。市の中央部を大淀川水系の岩瀬川、辻ノ堂川が貫流しており、山間平野部の農耕地を形成しています。

気候的には年平均気温約 16℃、年平均降水量 3,000mm、日照時間 2,000 時間となっており、昼夜間及び夏冬の温度差が大きく、年間降水量の約 6 割が 6～9 月に集中しています。

平均気温については、1980 年代までは 15℃ 台で推移していましたが、1990 年以降は 16℃ を超える年が多く見られるようになり、2016 年は 17℃ になりました。

年間降水量については、1976 年から 1992 年の 17 年間で 3,000mm を越えたのが 1980 年の 1 回であるのに対し、2010 年以降は 2013、2017、2018、2019 年を除き 3,000mm を越えています。

・平均気温の比較

(単位：℃)

月 年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
2015年	6.4	6.2	10.4	16.7	19.5	20.8	24.5	25.8	22.4	17.7	15.4	9.6	16.3
2016年	6.0	6.9	10.8	16.1	20.0	22.4	26.3	27.2	24.7	20.7	13.8	9.5	17.0
2017年	6.4	6.6	8.9	15.6	19.6	21.6	27.0	27.5	23.0	19.1	12.4	5.8	16.1
2018年	4.8	5.3	12.1	16.4	19.4	22.5	26.5	26.8	23.6	17.5	13.2	9.1	16.4
2019年	7.2	8.6	10.8	15.2	19.4	21.9	25.1	26.0	24.8	20.2	13.9	9.2	16.9
2020年	8.3	8.8	11.7	13.5	19.8	23.2	24.8	27.9	23.1	18.5	14.3	7.3	16.8

※気象庁のホームページより

・年間降水量の平均の比較

(単位：mm)

月 年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
2015年	112	92	149	209	138	919	518	384	160	41	193	270	3,180
2016年	128	118	150	270	404	711	517	51	283	228	99	61	3,017
2017年	50	91	171	264	191	364	364	202	368	219	109	17	2,410
2018年	98	123	177	153	240	524	826	140	327	149	99	132	2,988
2019年	33	143	184	146	116	434	818	232	180	109	61	94	2,550
2020年	122	138	159	80	334	616	823	195	517	61	112	20	3,177

※気象庁のホームページより

※四捨五入の関係で合計は一致しない

・日照時間の比較

(単位：時間)

月 年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
2015年	180.5	140.8	177.3	123.3	186.1	73.1	94.7	195.4	143.2	251.1	107.1	159.0	1,831.6
2016年	97.7	172.4	200.4	128.1	181.0	86.7	195.6	249.5	135.1	109.4	177.4	179.0	1,912.3
2017年	192.5	176.8	184.6	190.7	214.9	139.1	197.3	227.5	137.8	134.9	144.4	189.1	2,129.6
2018年	185.6	157.1	185.6	227.2	159.7	143.9	181.9	194.3	133.5	193.5	190.9	116.1	2,069.3
2019年	183.7	118.0	204.1	204.2	206.1	134.4	119.4	129.4	152.1	178.4	188.2	135.2	1,953.2
2020年	144.5	174.3	179.4	223.9	181.5	124.2	131.0	257.9	109.4	207.4	180.1	182.5	2,096.1

※気象庁のホームページより

2. 農家戸数の推移

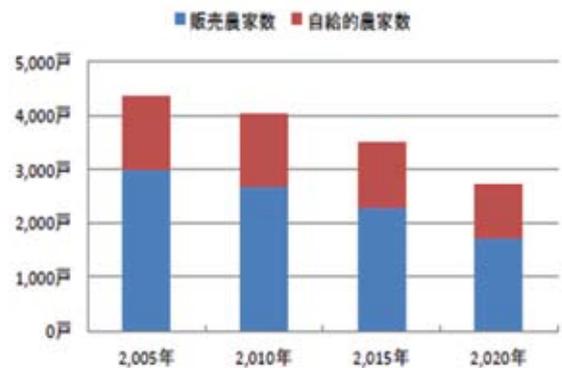
本市の人口は平成26年の46,880人から令和22年には33,887人（国立社会保障・人口問題研究所）になると推測されています。

2020年農林業センサスによると、農家戸数、農業就業人口は減少し、高齢化が進んでおり、今後も農家戸数、農業就業者数の減少や高齢化は進むと考えられます。

また、法人数についても 2015 年までは増加してましたが、2020 年には減少に転じており、今後の動向を注視する必要があります。

・農家戸数 (単位：戸)

年	総農家数	販売農家数	
		販売農家数	自給的農家数
2005	4,358	3,002	1,356
2010	4,032	2,687	1,345
2015	3,503	2,287	1,216
2020	2,728	1,728	1,000



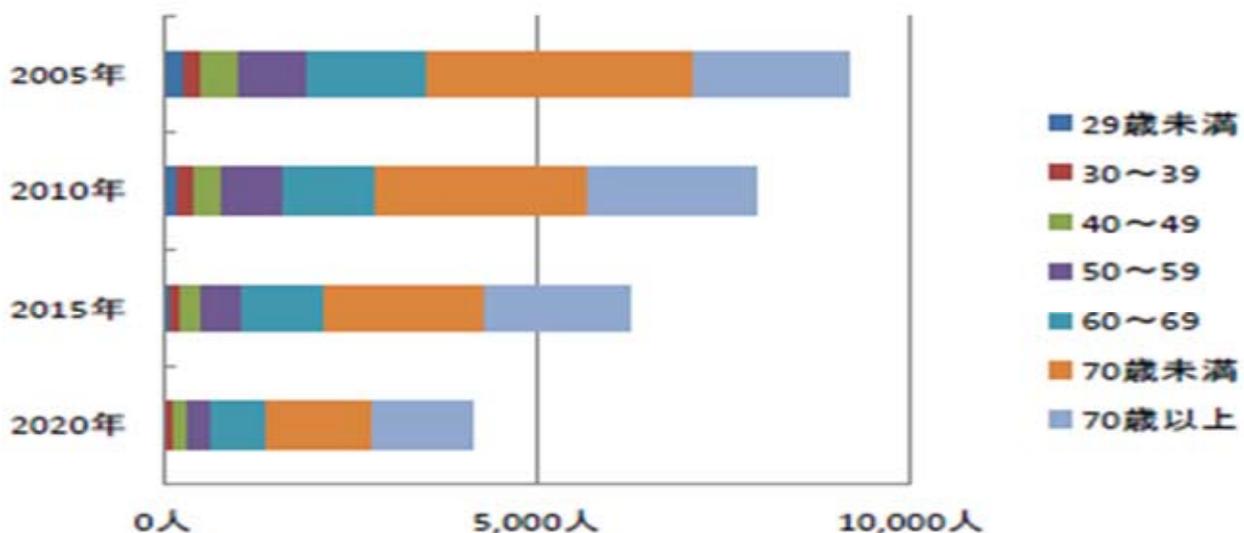
※経営耕地面積が 10a 以上あるか、又は過去 1 年間の農産物販売金額が 15 万円以上あった世帯

・農業就業人口

単位：人

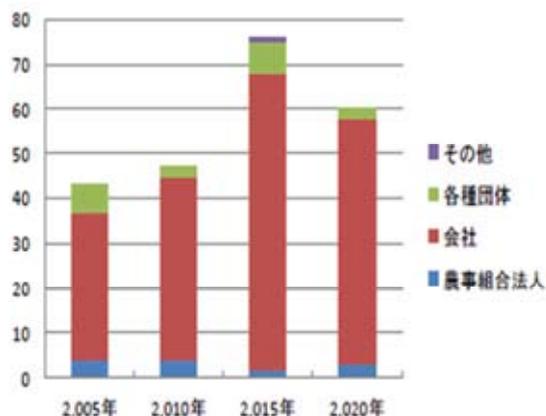
年	総数	年齢別内訳						
		29 歳未満	30～39	40～49	50～59	60～69	70 歳未満	70 歳以上
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
2005	5,605	266	226	530	931	1,595	3,548	2,057
		4.7%	4.0%	9.5%	16.6%	28.4%	63.3%	36.7%
2010	5,053	206	223	365	831	1,225	2,850	2,203
		4.1%	4.4%	7.2%	16.4%	24.2%	56.4%	43.6%
2015	4,082	93	159	249	577	1,080	2,158	1,924
		2.3%	3.9%	6.1%	14.1%	26.5%	52.9%	47.1%
2020	2,751	32	102	181	317	766	1,398	1,353
		1.2%	2.3%	6.6%	11.5%	27.8%	50.8%	49.2%

※自営農業に従事した者又は自営農業が主の者



・法人数 (単位：経営体)

年	総数				
		農事組 合 法人	会社	各種 団体	その他
2005	43	4	33	6	0
2010	47	4	41	2	0
2015	76	2	66	7	1
2020	60	3	55	2	0



### 3. 農地面積の推移

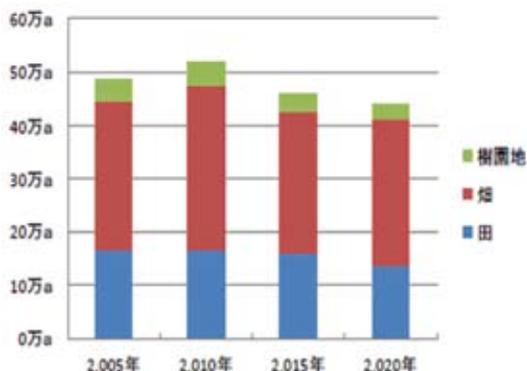
本市の農地面積は、5,965.1ha (うち田 2,269.4ha、畑 3,101.8ha、樹園地 593.9ha) となっております。

今後は、小区画や未整備等の条件の悪い農地があり、経営耕地面積の減少は進むことが予想されます。各種事業等を活用して不耕作地が無いよう努める必要があります。

また、高齢化や土地持ち非農家の増加により耕作放棄地の増加が懸念されますが、担い手への農地の集積・集約を進めて耕作放棄地の発生防止及び解消を図ります。

・経営耕地面積 (単位：a)

年	総計			
		田	畑	樹園地
2005	484,829	167,834	277,869	39,126
2010	519,498	167,336	307,715	44,447
2015	459,629	161,043	266,116	32,470
2020	439,623	136,575	278,412	24,636



※経営体が経営する耕地と借りて耕作している耕地

## Ⅲ 課題別方策と目標

### 1. 担い手の確保・育成

#### (1) 新規就農者の確保

農業後継者をはじめ、異業種からの新規参入者が就農しやすくするためには、就農前の技術や経営手法等の習得を目的とした研修体系の整備が必要です。

令和元年にきりしま農業推進機構により設置された「アグリトレーニングセンター (品目：きゅうり等)」では、技術研修 (2年間) から就農までを関係機関と一体的にサポートし、研修生の受入れを増やします。また、都市部で開催される就農相談や就農フェアに参加して小林市の農業のPR等を通じて、Iターン就農者等の新たな担い手の確保に努めます。

さらに、国や県の制度事業 (農業次世代人材投資事業等) に該当しない就農者へ、市が独自に支援を行います。あわせて、兼業農家や高齢農業者、女性農業者など広い範囲の農業従事者についても農業の担い手として位置づけ、確保を図ります。

・新規就農者（後継者含む）数の目標

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	20人	20人	20人	20人	20人

(2) 認定農業者

本市農業を維持・発展させるためには、担い手の確保・育成が不可欠となります。

認定農業者については、平成28年度には648経営体でしたが、令和2年度には655経営体と直近5年では微増となっています。

今後は、関係機関と連携し農業経営改善計画の目標達成に向けた経営相談や研修会の開催などの支援活動を行い、規模拡大や技術の向上、経営感覚の優れた経営体の育成により認定農業者の確保に努めます。

また、近年、男女共同参画社会の実現に向けた各種取組の推進により、農業経営や農村地域において女性の果たす役割はこれまで以上に重要なものとなってきています。今後は、農業経営が家族の話合いと男女共同参画によるものとなるよう、共同申請や家族経営協定の締結を推進します。

・認定農業者の現状（令和2年度末現在）（単位：経営体）

営農類型	経営体数			
	うち個人	うち共同	うち法人	
水稲複合型	12	12	0	0
茶専業型	9	4	3	2
茶複合型	4	2	2	0
たばこ複合型	17	15	2	0
露地野菜専業型	74	57	7	10
露地野菜複合型	28	24	1	3
施設野菜専業型	29	27	2	0
施設野菜複合型	52	47	3	2
花き専業型	10	7	2	1
花き複合型	7	6	1	0
施設果樹専業型	2	1	1	0
施設果樹複合型	2	1	1	0
果樹専業型	27	23	4	0
果樹複合型	21	16	2	3
肉用牛繁殖専業型	147	122	21	4
肉用牛繁殖複合型	88	73	8	7
肉用牛肥育専業型	33	15	6	12
肉用牛肥育複合型	5	2	2	1
肥育牛繁殖一貫型	1	0	0	1

酪農専業型	16	10	3	3
酪農複合型	16	13	2	1
養豚専業型	13	6	1	6
養豚複合型	3	3	0	0
養鶏専業型	29	16	0	13
養鶏複合型	3	2	0	1
馬専業型	1	1	0	0
馬複合型	1	1	0	0
菌茸専業型	2	0	0	2
水稻・受託作業 複合型	1	0	0	1
粗飼料生産複合型	1	1	0	0
飼料作専業型	1	0	0	1
合計	655	507	74	74

・認定農業者の育成・確保の目標 (単位：経営体)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総数	645	640	635	630	630
うち法人	73	74	75	76	77

・家族経営協定締結の目標 (単位：経営体)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件数	158	163	168	173	178

(3) 集落営農組合

地域の農業・農村の維持・発展を目指すため、12の集落営農組合があり各地域の実情に応じた活動を行っています。

受託組合の法人化については、紙屋地区営農組合の「農事組合法人かみや」、三ヶ野山営農組合の「農事組合法人のじり」において法人が設立されていますが、全体的には法人化が進んでいないため、今後は各営農組合において法人化についての検討を行う必要があります。

・集落営農組合の内容

営農組合名		組合員数 (人)	対象農地 (ha)	受託作業 実績 (ha)
小林地域	細野	180	369	16.7
	永久津地域	200	375	29.6
	真方	189	517	1.1

	三松	210	552	52.4
	東方	219	634	13.5
須木地域	須木中央	121	75.4	2.5
	鳥田町	75	137	10.4
	奈佐木	69	28	8.3
	内山	46	68	1.1
野尻地域	三ヶ野山	261	787	57.1
	紙屋地区	165	394	21.0
	東麓地区	308	458	14.8

※小林地域：旧小林市、須木地域：旧須木村、野尻地域：旧野尻町

※以下の表についても同じ

#### (4) 労働力の確保

農業就業人口の減少や高齢化等により労働力不足が進行する中、年間を通じた作業量が平準化していない農業生産において、農地集積や大規模化等を進めて行くためには限られた労働力をうまく活用することが必要となります。

スマート農業の推進による生産性や労働安全性の向上により、多様な働き方や働き手の確保が可能となり、地域内外の多様な人材が農林水産業の新たな労働力になることも想定されます。

## 2. 農地の確保、有効利用

### (1) 人・農地プラン

小林市では平成24年から、地域の話合いに基づき地域農業における中心経営体、地域における農業の将来のあり方などを明確化した「人・農地プラン」の策定に取り組んできました。令和3年3月末時点で、43プランを策定しています。また、このうち33プランについて、実質化された人・農地プランとして認定済みです。

今後も引き続き人・農地プランの実質化を進め、中心経営体へ位置づけられた担い手農家への農地集積・集約を推進し、農地の有効活用を目指します。

#### ・人・農地プラン作成地区名（令和2年度末現在）

小林地域	小林、永久津、東方、真方、細野、三松、山之口原、立山前、鶉戸ノ前、仲間、黒沢津、巣ノ浦、永久井野、高津佐、保揚枝原、市谷、高月、新田場、川無、坂元、山田ヶ原、野神原、窪田、杉玉、山宮、石氷、石塚、尾中原、大久保、下堤、大久津、平木場・榎ノ木、二原、山中・今坊
須木地域	須木
野尻地域	三ヶ野山、東麓、紙屋、大萩、猿瀬、牟田原、大笹、跡瀬

### (2) 農地中間管理事業

当事業は、農地中間管理機構（宮崎県においては公益社団法人宮崎県農業振興公社）が

農地を借り受け、担い手へ一括して貸し付けを行うことにより、農地の集積・集約を進め、効率化を図ることを目的としています。

本市においても、生産性の高い農業を推進するため、今後は宮崎県農業振興公社へ年間150haを集積することを目標に本事業を推進します。

また、令和2年度までに市内33地区において農地集積組合を結成し、機構集積協力金を活用して事業の推進に取り組んできました。しかしながら、9地区を除いては集積率が80%に満たない状況です。今後も集積率が80%を超えるように事業を推進します。

・農地中間管理事業実施地区及び面積（令和2年度末現在）

実施年度	地区名	地域面積 (ha)	集積面積 (ha)	集積率 (%)	
平成28年度	小林地域	川無	57.2	33.9	59.3
		坂元	21.5	12.4	57.7
		山田ヶ原	27.2	19.2	70.6
		野神原	35.6	16.6	46.6
		窪田	46.3	37.3	80.6
		杉玉	15.5	12.6	81.3
		山宮	4.0	3.4	85.0
平成29年度	小林地域	石氷	15.8	10.0	63.3
		石塚	27.9	16.5	59.1
		尾中原	28.4	18.2	64.1
		大久保	21.3	12.0	56.3
		大久津	37.8	30.1	79.6
		下堤	82.8	57.7	69.7
		平木場・榎ノ木	94.0	50.6	53.8
		二原	152.2	78.3	51.4
平成30年度	小林地域	山中・今坊	18.8	11.1	59.2
令和元年度	小林地域	山之口原	46.4	37.7	81.2
令和2年度	小林地域	立山前	60.7	51.7	85.2
		高津佐	32.4	27.0	83.3
		市谷	32.4	23.2	71.6
		鶉戸ノ前	11.0	8.6	78.2
		仲間	18.6	15.8	84.9
		黒沢津	58.7	46.8	79.7
		巢ノ浦	23.5	18.0	76.6
		永久井野	35.8	28.7	80.2
		保揚枝原	25.2	16.6	65.9
		高月	11.9	8.5	71.4

	野尻地域	新田場	21.5	13.1	60.9
		大萩	142.1	118.3	83.3
		猿瀬	55.7	36.9	66.2
		牟田原	39.6	19.0	48.0
		大笹	74.9	39.6	52.9
		跡瀬	48.9	36.3	74.2
合計			1,425.6	965.7	67.7

### (3) 多面的機能支払制度

農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。

また、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害される状況にあります。

このため、農業・農村の多面的機能の発揮のための、地域組織による水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、さらに水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

#### ・多面的機能支払制度取組地区（令和3年8月現在）

地区名		取組面積		
		合計 (ha)	田(ha)	畑(ha)
小林地域	永久津地区	215.46	54.06	161.40
	市谷・保揚枝原地区	49.44	46.21	3.23
	千歳・環野地区	89.39	0	89.39
	細野地区	114.05	103.02	11.03
	真方地区	293.50	290.92	2.58
	堤地区	140.05	140.05	0
	大丸地区	34.03	34.03	0
	山之口原地区	32.03	32.03	0
	牟田原地区	43.75	43.75	0
	南西四区地域	146.27	47.16	99.11
	ひなもり地区	9.96	9.19	0.77
	高月地区	11.23	11.23	0
	熊迫地区	18.01	18.01	0
	広庭地区	14.29	13.82	0.47

	南西二区地区	118.70	50.53	68.17
	幸ヶ丘地区	55.03	0	55.03
	北西一区地区	89.97	37.87	52.10
	北西三区地区	234.58	27.42	207.16
	種子田地区	17.01	4.52	12.49
	大久津地区	85.24	18.87	66.37
	窪田地区	58.72	15.83	42.89
	小計	1,870.71	998.52	872.19
須木地域	須木中央地区	63.10	54.20	8.90
	鳥田町地区	37.32	37.32	0
	奈佐木地区	26.62	26.62	0
	小計	127.04	118.14	8.90
野尻地域	漆野原地区	136.03	77.32	58.71
	紙屋西部地区	163.01	64.24	98.77
	野尻原地区	180.48	172.09	8.39
	川間地区	150.84	41.14	109.70
	野尻6区地区	323.15	46.92	276.23
	小計	953.51	401.71	551.80
合計		2,951.26	1,518.37	1,432.89

#### (4) 中山間地域等直接支払制度

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正するため、耕作放棄地の発生防止や機械・農作業の共同化等を行う農業生産活動を将来に向けて維持するための活動を支援します。

また、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくり、さらに、超急傾斜地の農地保全・活用に関する活動への支援を行います。

#### ・中山間地域等直接支払制度取組地区（令和3年8月現在）

地区名		取組面積		
		合計 (ha)	田(ha)	畑(ha)
小林地域	山中・今坊集落	17.44	17.44	0
	杉玉集落	7.95	7.95	0
	窪田集落	17.70	17.70	0
	孝の子集落	8.01	8.01	0
	永久井野集落	5.18	5.18	0
	巣ノ浦集落	19.78	19.78	0

	市谷集落	18.19	18.19	0
	広庭集落	13.39	13.39	0
	小計	107.64	107.64	0
須木地域	上長谷集落	14.06	0	14.06
	麓集落	10.39	4.75	5.64
	軍谷集落	9.09	3.50	5.59
	鶴園集落	8.79	0	8.79
	原集落	6.02	0	6.02
	夏木集落	20.30	0	20.30
	堂屋敷集落	9.72	0	9.72
	上九瀬集落（水田）	7.70	7.70	0
	上九瀬集落	27.55	0	27.55
	奈佐木集落	34.41	0	34.41
	鳥越集落	3.56	2.46	1.10
	小妻木集落	4.87	1.32	3.55
	内山集落	14.37	0	14.37
	奥堂屋敷集落	11.25	0.32	10.93
	中河間集落	1.33	0	1.33
	須志原集落	5.91	5.91	0
	内山中央集落	11.69	11.69	0
	東ノ前集落	2.60	2.60	0
	楠谷集落	3.90	3.90	0
		小計	207.51	44.15
野尻地域	真幸田集落	3.83	3.22	0.61
	小計	3.83	3.22	0.61
合計		318.98	155.01	163.97

#### （５）畑地かんがい事業

農業用の浜ノ瀬ダムを築造し、西諸県地域の畑及び水田に農業用水の安定供給を行い、農業生産性の向上と農業経営の安定を図ることを目的に西諸地区畑地かんがい事業を推進しています。平成８年度に事業採択されました西諸畑地かんがい事業の国営事業（浜ノ瀬ダム、幹線水路等）が完成し、平成２９年４月からは一部の地域に供用を開始しています。

現在は、畑かんの水を効果を確認するための実証モデル展示ほを設置し、普及・啓発を実施しています。また、散水器具の使い方や用途等を説明する実演会や畑かんに関する情報を関係機関や生産者が広く共有するための畑かん振興大会を実施し意識の向上に努めています。

今後は新型コロナウイルス感染症の状況も見据えながら、地域の話し合い活動や散水器具展示会等を通じて畑かんを活用した営農の普及・拡大を図るほか、関係機関及び団体や

法人を含めた推進体制を整備・充実させることにより、受益農家の水利用の有利性に対する理解を深めます。

また、地域によって畑かん通水時期が異なることから、通水計画について周知し、段階に応じた広報・普及活動を行い、地区毎に推進組織を構築することで、関連事業である県営事業の推進を図ります。

なお、野尻町紙屋地区においては、国営大淀川左岸土地改良事業が平成 16 年度に完了し、関連事業である県営事業も、平成 21 年度に完了しました。今後は、さらに受益農家の水利用に対する理解を深め、畑かんを活用した営農の普及・拡大を図っていきます。

・ 県営事業の実施状況（令和 3 年 3 月末現在）

地区名	受益面積 (ha)	工期	
小林地域	堤	101	完了※
	堤第 2	24	令和 15～20 年度
	二原	182	完了
	小林東部第 1	100	平成 26～令和 5 年度
	小林東部第 2－1 期	48	令和元～6 年度
	小林東部第 2－2 期	56	令和 2～7 年度
	小林北部第 1	87	完了
	岡原・大平	75	令和 7～12 年度
	中野第 1	123	令和 9～14 年度
	中野第 2	44	令和 11～16 年度
	千歳・環野	91	完了
	千歳・環野 2	77	令和 10～15 年度
	入佐第 1－1 期	49	平成 29～令和 4 年度
	入佐第 1－2 期	33	平成 30～令和 5 年度
	入佐第 2	98	令和 5～10 年度
	深草	84	令和 14～19 年度
	大河平第 2	47	令和 17～22 年度
	牟田原	44	完了
	細野第 1	88	平成 26～令和 5 年度
	細野第 2	31	令和 15～20 年度
	南ヶ丘第 1－1 期	53	完了
	南ヶ丘第 1－2 期	52	平成 24～令和 3 年度
	南ヶ丘第二	75	令和 8～13 年度
南ヶ丘第三	60	令和 12～17 年度	
山中	20	完了	

	夷守	10	完了
野尻地域	八所	72	完了
	大沢津	51	令和7～12年度
	野尻原1	39	平成30～令和5年度
	野尻原2	22	令和元～6年度
	野尻原3	74	令和2～7年度
	野尻原4	51	令和4～9年度
	水流平	67	令和11～16年度
	東麓西部	48	令和13～18年度
	東麓東部	92	令和12～17年度
	川間西	59	平成26～令和4年度
	川間東1	41	平成28～令和5年度
	川間東2	37	平成28～令和4年度
	大萩	131	完了
	釘松	55	完了
	野尻地域 (大淀川左 岸関連)	漆野原	138
紙屋第一		51	完了
紙屋第二		50	完了

※堤地区においては、県営畑地帯産地形成基盤整備支援対策推進事業（24ha）と県営畑地帯総合整備事業（77ha）を合算して標記している

#### （6）持続可能な農業の推進

農業は、大規模自然災害・気候変動、生産者の減少等の生産基盤の脆弱化・地域コミュニティの衰退、新型コロナウイルス感染症を契機とした生産・消費の変化などの課題に直面し、将来にわたって食料の安定供給を図るためには、災害や気候変動に強く生産者の減少やポストコロナを見据えた農業行政を推進する必要があります。国の「みどりの食料システム戦略」や県の「第八次宮崎県農業・農村振興長期計画」に謳われているSDGsや環境保全の動きを参考に、当市に適した施策を推進します。



### 3. 6次産業化、観光

食料産業の構築を図るには、これまで取り組んできた産地の育成に加え、食品加工企業の育成や「6次産業化」、「農商工連携」などの高付加価値化の取り組みや、飲食業や観光産業なども取り込みながら、さらに産業の垣根を超え裾野を広げたより総合的、一元的な「ローカルフードビジネス」の考え方のもと「マーケット・イン」の視点に立って、推進する必要があります。

農業者が自ら加工や販売等を行う6次産業化については、農業者の殆どが家族経営で行われているため、取り組むには技術面の習得や労働力不足、資金面等が大きな課題となっているため、取り組む農業者がなかなか増えないのが現状です。

今後は、6次産業化を含めたフードビジネスを展開するために、農業者と商工業者との連携を今まで以上に強化し、地域内の好循環を生み出す新たな産業の構築を目指すことに加え、新たな課題であるコロナ禍による消費マインドや消費行動が大きく変貌した社会ニーズ等に対応したローカルフードビジネスの推進も行っていきます。

また、市内には、なし、ぶどう、いちご、くりなどの観光農園、農業体験・農家民泊などの体験型観光（グリーンツーリズム）、農畜産のまちとして全国から高い評価をいただける農畜産物など、基幹産業である農畜産業と密接した観光資源があります。

このような地域に根ざした観光資源である農業と、観光DMOを核とした地域全体での戦略的な観光振興施策と連携させることで、観光業を活用した農畜産業の振興を支援します。

### 4. 食育、地産地消

「食」は、私たち人間が欠かすことができない命の根源で、近年の食生活は豊かになり、ライフスタイルの多様化に伴い大きく変化してきました。

しかしながら、食べ残しなどによる食品ロスの問題や、栄養の偏り、不規則な食事の問題に加え、食品の産地表示の偽装、残留農薬などの問題による「食」の安全上の不安が高まり、健康な食生活が失われつつあります。

一方、本市では豊かな自然に育まれた新鮮な農林水産物が生産されており、これらを食材として活用した豊かな食生活を実現できる環境にあります。

市民一人ひとりが自然の恵みや食に関わる人々とその活動に感謝する心を持ち、食生活を見直すことが大切であり、家庭、学校、地域等あらゆる場面で食育の推進を行い、食べることの楽しさを感じながら、それらを次世代につないでいく取り組みを続けていくことが、豊かで健康的、文化的な食生活の実現となり、市民の健幸に大きく寄与するものと考えます。

さらに、地域の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の取り組みは、本市の農林水産業の持続的で健全な発展、農山漁村の活力の再生、消費者の利益の増進、食糧自給率の向上等に重要な役割を担うものと期待されます。

このような食育や地産地消の取り組みは、持続可能な社会の実現に繋がり、農業分野からもSDGsの推進を行います。

5. 品目別生産状況と目標

(1) 耕種

・生産状況と目標

品目		令和元年度実績						令和8年度 目標	
		作付面積		収穫量		生産額		生産額	
		ha	小計	t	小計	千円	小計	千円	
普通作物	水稻	982	985	5,047	5,050	1,211,395	1,211,703	1,200,000	
	その他普通作物	3		3		308			
野菜	露地野菜	ほうれんそう	320	7,743	28,973	531,124	2,331,120	4,020,000	
		ごぼう	173	3,355		743,169			
		にんじん	160	3,966		155,363			
		かんしょ	181	4,455		212,666			
		さといも	77	1,398		166,337			
		だいこん	139	6,042		221,858			
		キャベツ	27	1,008		118,944			
		にんにく	25	116		131,360			
		じゃがいも	30	890		50,299			
	施設野菜	メロン	20	54	509	2,934	305,452		1,362,674
		ピーマン	16		1,135		527,511		
		きゅうり	14		1,129		332,984		
		いちご	4		161		196,727		
	その他野菜		97	97	1,943		245,076		245,076
果樹	ぶどう	53	330	672	1,814	403,572	1,225,696	1,300,000	
	マンゴー	13		190		534,011			
	梨	23		533		178,421			
	ゆず	26		280		17,640			
	栗	208		45		14,265			
	その他果樹	7		94		77,787			
特用作物	葉たばこ	29	147	73	345	129,262	291,503	180,000	
	薬用作物	1		1		3,600			
	茶	117		271		158,641			
花き	切り花	13	19	3,802 (千本)		221,605	402,845	400,000	
	鉢物	6		2,227 (千鉢)		181,240			
合計		2,764		—		7,070,617	7,100,000		

## 1) 水稻

### ・現状

本市の主食用米の生産は、普通期水稻のヒノヒカリを中心に栽培が行われています。近年は、米粉を利用したパン、お菓子等の加工品が増えていますが、消費者の米離れと生産過剰により米の価格は低迷が続いています。

小林市においては新規需要米のWCS用稲等や焼酎用の加工用米は年々面積が増加しており、主食用米からの移行が見られます。

加工用米については、米トレーサビリティ制度の実施に伴い県内の酒造メーカーから県内産米の需要が高まっており、専用品種の普及や産地交付金の設定等により、県を挙げて推進を行っています。畜産が盛んで土壌の豊かな小林市は県内でえびの市に次ぐ多収地域であり、加工用米の取組には向いており、市としても推進を行っています。

### ・課題

米の価格低迷や経費の増加により、稲作による農業経営は厳しい状況におかれています。平成30年産からは米の直接支払交付金が廃止され、米の需給と価格安定のため、これまで同様に水田収益力強化ビジョンを通じた需要に応じた生産の取り組みを行う必要があります。

主食用米については、需要が年々減少していますが、産地としては米の食味ランキングにおいて当市は霧島地区として「特A」を取得しています。このような取組と合わせて特別栽培米など、付加価値のある売れる米づくりを推進する必要があります。

### ・方針

農地の集積や基盤整備と共にスマート農業技術（ドローン、密苗等）の導入によるコストの削減、消費者の需要動向に対応した品種等の導入によるうまい米作りを推進します。

## 2) 露地野菜

### ・現状

大規模に栽培されている品目は、さといも、だいこん、ごぼう、にんじん、ほうれんそうがあります。ほうれんそうについては、この10年で2倍以上に面積が拡大しており、本市の重要な品目となっています。

露地野菜は、農業法人による栽培面積は増加しているものの、気象や病害虫、市況の影響を受けやすいため、所得が不安定となる傾向があります。また、高齢化や担い手不足、体に負担がかかる作業が多いということから個人経営による栽培面積は減少しており、市全体としての栽培面積は減少傾向にあります。

### ・課題

担い手の減少・高齢化の進行等により、労働力不足が課題となっています。また、コロナ禍に伴う入国制限により、農業分野における外国人材の受け入れも困難となり、労働力不足に追い打ちをかけています。

農業の現場では、機械化が進まず、人手に頼る作業等が多く、省力化や人手の確保、負担軽減が課題となっています。

- ・方針

消費者の動向の変化に的確に対応し、マーケットインの視点から外食や中食に食材を供給できるような体制の整備を支援します。

また、ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用したスマート農業技術の活用による効率的な農業の推進による省力化、高付加価値化による農業所得の向上を目指します。

加えて、畑地かんがいを活用した、天候に左右されない攻めの農業を推進し、新たな品目の導入や安定した栽培技術の確立を図ります。

### 3) 施設野菜

- ・現状

施設野菜については、アールスメロン、ピーマン、きゅうりが主な品目となっています。

全体的に園芸施設やその付帯施設の老朽化が進み、その更新時期がきている施設等もありますが、後継者不在や高齢化等の問題により解決に至らない状況があります。

- ・課題

老朽化ハウス等の再編と高齢化、後継者不足を解消するための新規就農者等の確保が必要となります。

- ・方針

施設園芸については、ハウス等の施設と水が必要不可欠となっています。施設園芸資材等も高騰しているため、関係機関と連携し、後継者不在のハウス等の情報収集を行い、新規就農者や地域の担い手等とのマッチングを行い、生産装置の円滑な継承や各種補助事業の活用を支援し、生産面積の維持・増加を図ります。

同時に畑地かんがいによる水の有効利用も啓発します。

さらに、新規就農者等でも高い生産性を得られるスマート農業技術の普及に取り組みます。



### 4) 果樹

- ・現状

ぶどう及びなしについては、観光農園や直売所で販売され、南九州では産地として知名度が高く、他の品目に比べると後継者が就農している割合が高くなっています。マンゴーについては、JAこばやしの園芸品目の中でも最も高い生産額を誇ります。

ゆずとくりに関しても、地域をささえる重要品目として面積及び収量の減少を食い止



める必要があります。

・課題

施設果樹のきんかんについては、高齢化に伴い施設の維持管理をどのようにするか、また、今後の生産面積をいかに維持していくかが課題となっています。

ゆず、くりについても、高齢化により管理が行き届かないほ場が見受けられます。特にくりに関しては、傾斜の厳しいほ場が多いため生産者への体への負担が大きくなっています。

・方針

ふるさと納税の返礼品としてのぶどう、なし、マンゴーの青果での出荷が増加傾向にあります。今後もこのような新たな需要に対応できる体制を整えます。

ゆず及びくりについては、栽培面積と収量を維持し、新たな加工品の開発に向けて取組を進めます。

果肉のみならず果汁や果皮の活用等、加工・流通業者等との連携により、加工・業務用に向けた契約取引を推進します。

施設果樹を中心に、スマート農業技術の活用を推進し、収穫量及びA品率の向上を目指します。



## 5) 花き

・現状

花きについては、鉢物としてポインセチア、カーネーション、シクラメン等を、苗物としてはパンジー、ビオラ、プリムラ類を生産し、8戸の生産農家が独自のルートにて販売しています。

切花として主にキク、ラナンキュラスを9戸の生産農家が生産しており、JAこばやしを中心に出荷しています。

・課題

老朽化ハウス等の再編と高齢化、後継者不足を解消するための新規就農者等の確保が必要となります。

・方針

花きについては、ハウス等の施設と水が必要不可欠となっています。花きの資材等も高騰しているため、規模や用途に合わせた事業等の検討により生産者の負担ができる限り少なくなる方法を検討します。同時に畑地かんがいによる水の有効利用も啓発します。

長年の経験や勘に頼らなくても新規就農者等でも高い生産性を得られるスマート農業技術の迅速な普及に取り組みます。

また、優良品種の積極的な導入を推進します。

## 6) 特用作物

### ・現状

茶の消費形態の変化に伴いここ数年単価の下落が続いていましたが、全国的な生産面積の減少、被覆等の高品質化の取り組みにより、令和3年度はやや持ち直しました。現在健康志向や輸出に目を向けた有機栽培を行う生産者もいます。

葉たばこについては、平成23年の廃作希望者の募集から年々生産者は減少していましたが、令和3年度の廃作希望者の募集により、さらに減少しています。

ミシマサイコについては県内でも有数の産地となっています。出荷調整作業に手間がかかるため1戸あたりの栽培面積は20aと小規模です。根を収穫し乾燥させて出荷するほか、種子についても製薬会社が種苗用として全量を買っています。

青汁原料となる大麦若葉については、平成28年度に西小林地区と野尻地区で栽培が始まりました。主に水田の裏作として栽培され、収穫・加工は茶の機械を利用できるため、茶生産農家が主体となり取り組んでいます。現在は西小林のみ生産を継続しており、生産面積は約12haとなっています。

### ・課題

茶については、1ha～2haの小規模生産者が半数近くで、後継者がいる、または経営主が30～40代の世帯は全体の約30%にとどまっています。また、茶専業農家については、すでに規模拡大が進んでおり、これ以上の規模拡大はできないのが現状です。「やぶきた」を主体とした品種で栽培されており、収穫・加工作業の時期が集中し、刈り遅れ等による価格の低下があります。

葉たばこについては、日本たばこ産業（JT）が実施した廃作希望者の募集に応じ、ほとんどの生産者が廃作し、他品目への転換を検討しています。

ミシマサイコについては、小規模でも安定した収入が得られることから、面積を拡大したい品目ですが、収穫後の調整作業に手間がかかるため1戸あたりの栽培面積は20aです。このようなことから、高齢者を中心に栽培されています。

大麦若葉については、順調に生産拡大が続いておりましたが、令和2年より新型コロナウイルス感染症の影響で出荷先の工場が停止するなど出荷できない状況が発生したため、面積を制限して生産を継続しています。

### ・方針

茶については、「やぶきた」主体の栽培から、県が推奨する地域の気候に合った品種への更新を進め、適期収穫と労力の分散を図ります。

また、全国茶業品評会へ出品し、入賞を目指しブランドの確立を目指します。

葉たばこについては、関係機関と連携し品目転換を支援します。

(2) 畜産

・生産状況と目標

区分		令和2年度実績						令和7年度 目標
		飼養 戸数	飼養 頭羽数	1戸当 頭羽数	生産量	単価	生産額	生産額
		戸	頭,羽	頭,千羽	頭, t, 千 羽 (個)	円	千円	千円
肉用 繁殖 牛	雌子牛	758	12,707	16.7	4,647	654,936	3,043,489	6,722,000
	去勢子牛				4,886	757,719	3,702,216	
	計	758	12,707	16.7	9,533	707,616	6,745,705	
肥育	黒毛和種	53	12,330	353.2	7,450	1,225,270	9,128,087	12,361,000
	交雑種等		4,729		3,670	648,132	2,378,804	
	中間		1,521		1,332	389,630	518,987	
	和牛経産		143		430	360,517	155,022	
	計	53	18,723	353.2	12,882		12,180,900	
酪農	ヌレ子	29			113	144,479	16,326	826,000
	生乳		900	7,366	110.0	810,260		
	計	29	900				826,586	
養豚	繁殖	5	599		13,838	15,039	208,105	6,947,000
	肥育	26	25,997		107,591	37,619	4,047,416	
	一貫	18	17,748		63,861	35,113	2,242,370	
	計	49	44,344	905.0	185,290		6,497,891	
養鶏	レイヤー	1	6,000	6,000	85	180	15,300	10,426,000
	種鶏等	1	161,000	161,000	18,000	48.0	864,000	
	ブロイラー	35	3,222,435	87,092.8	59,121	138.7	8,197,437	
	計	37	3,389,435	91,606.3			9,076,737	
馬	肥育	2	21		31,713,333	5,140	5,000	
合計		928					35,332,959	37,287,000

1) 肉用牛（繁殖雌牛）

・現状及び課題

本市の繁殖雌牛の飼養戸数は、減少し続けており、令和2年度実績は758戸で、県内で口蹄疫が発生した10年前の平成22年度と比較して約6割まで減少しています。

また、繁殖雌牛飼養頭数については畜産クラスター事業等の活用等により増頭傾向に

転じ、令和2年度は12,707頭で、平成22年度対比で約108%まで増頭が図られています。

しかしながら、今後さらに農家の高齢化による戸数減少が進展することは確実であり、労働力の確保や生産性の向上に向けた取組が必要となっています。

- ・方針

意欲の高い農家の保有労働力等に応じた規模拡大のためハード面の支援を加速化

するとともに、和牛ヘルパー組合を中心とした高齢農家への労働力の提供と酪農ヘルパー組合と連携した休日取得推進による労働環境の改善等を推進していきます。

繁殖センター等の取組に加え、コントラクター等が一体となった生産支援組織への分業化やスマート農業技術の積極的活用を推進し、持続的な次世代承継型生産基盤の構築と強化を図ります。



## 2) 肉用牛（肥育）

- ・現状及び課題

本市の肥育は、戸数はやや減少しているものの、飼養頭数及び出荷頭数共にほぼ横ばいで推移しています。新型コロナウイルス感染症の影響により牛枝肉卸売価格は令和2年4月に一時下落したものの、欧米、アジア圏域への輸出が好調にあることを背景に上昇傾向に転じていますが、感染症の状況が牛肉消費に大きく関係することから、その動向を注視する必要があります。

また、肉用牛の育種改良と飼養管理技術の向上により、枝肉重量と上物率共に年々増加傾向にあり、第11回全国和牛能力共進会では本市からの出品牛を含む第8区『若雄後代検定牛群』で内閣総理大臣賞を受賞しました。今後は更なる知名度の向上に向けた販売戦略の策定が重要となります。

- ・方針

多様化する消費者ニーズの中で肉用牛肥育農家の所得向上を図るため、肉質肉量の両面において早期出荷に対応できる飼養管理技術の確立及び脂肪酸やアミノ酸など牛肉のおいしさに影響を与える要因の追及により、高付加価値・高収益性につながる新たな経済指標の構築に取り組みます。

また、超音波肉質診断装置を活用した優良牛の適正出荷を推進することで、効率的な肥育経営の確立を引き続き支援してまいります。

## 3) 酪農

- ・現状及び課題

本市の酪農は、飼養戸数及び頭数ともに減少し続けており、令和2年度は29戸で、県内で口蹄疫が発生した平成22年度と比較して約5割まで戸数が減少し、同時に飼養頭数

も半減しています。これは、肉用子牛の高騰から、乳肉複合経営を行っていた農家が肉用牛農家へ転換したことも背景にあります。

一方、1頭当りの生乳生産量は、牛群検定を活用した改良促進や飼養管理技術の向上により年々増えていますが、全国の平均を大きく下回っています。特に生産環境は暑熱ストレスを受けやすく、繁殖性の低下や食欲減退による乳量低下を招いています。

- ・方針

生産基盤の強化やスマート農業技術を活用した生産性向上による高収益で魅力ある経営体の育成とともに、コントラクターや酪農公社等を活用した更なる分業化を推進し、意欲ある担い手の経営継続を支援していきます。

受精卵移植技術による酪農家由来の和牛子牛の生産を一層拡大し、乳肉複合経営による所得の向上を目指します。また、6次産業化による加工・流通・販売の促進を図り、消費者の多様なニーズに的確に対応していきます。

牛舎環境の改善や、ヒートストレスメーターやソーカーシステムを活用した暑熱対策により、乳用牛の持つ泌乳能力、繁殖能力を最大限発揮させることで生産性の向上を図ります。

#### 4) 養豚

- ・現状及び課題

本市の養豚は、小規模経営から企業経営に推移し、戸数は減少しているものの頭数は増加傾向にあり、1戸あたりの飼養頭数も急増しています。養豚経営の持続的な発展に向けた、飼養衛生管理基準に基づく生産基盤の強化に加え、収益性の高い生産方式の導入に努めます。生産性向上のための疾病対策は極めて重要であり、それぞれの経営形態にあった検討・確立とその普及・指導が求められています。

また家畜伝染病予防法改正に伴い、CSF（豚熱）やASF（アフリカ豚熱）等疾病対策も引き続き強化を図る必要があります。

- ・方針

作業分業化及び感染連鎖リスク防止のため繁殖・肥育舎・子豚舎分離のマルチサイト方式の導入を推進し、管理作業負担の軽減・生産効率の向上・生産技術の均一化・無理のない経営スタイルの確立を目指します。

#### 5) 養鶏

- ・現状及び課題

本市の養鶏は、戸数は横ばいで推移していますが、飼養頭羽数は増加傾向にあります。養鶏経営において、暑熱対策や飼養衛生管理基準の徹底、育成率の向上などは、生産性向上を図るために重要な課題であります。また、近年、消費者の安全・安心志向により、国産物需要が高まっていることから、需要に即した安定的な供給体制の確立を目指します。

- ・方針

衛生的で合理的な施設整備を推進するため、畜産クラスター事業を活用したウインド

レス鶏舎の導入など、生産基盤の強化を推進します。

また、野生動物等を介した高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するため、防鳥ネットの網目や破損個所の修繕等徹底した指導を実施し、飼養衛生管理基準に基づいたウイルス侵入対策を図ります。

また、高病原性鳥インフルエンザの発生に備え、各農場ごとに適正な埋却予定地を確保します。そして、令和2年の市内発生を受けた防疫マニュアルの改訂と市内防疫演習により初動作業内容を確認し、「迅速な防疫措置」に向けた取組みを行います。

## 6) 家畜衛生対策

衛生・防疫による伝染性疾病予防対策と危機管理体制の強化

口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病は、畜産業のみならず地域経済にも甚大な影響を及ぼすことから、農場バイオセキュリティの向上により農場内へのウイルス侵入を防ぐことが最重要課題となるため、国・県補助を活用した消毒設備の整備や防疫資材の配布を行います。

自衛防疫推進協議会を中心に厳格化された飼養管理衛生基準の遵守指導の徹底による「農場防疫」の強化と、畜舎消毒巡回サービス事業の実施の他、関係団体及び畜産農家との役割を明確化するなど地域ぐるみでの防疫体制が構築された「地域防疫」の強化を図ります。

また、空港等水際施設での持続的な消毒体制の維持と海外からの渡航者への啓発活動による「水際防疫」、そして、万一に備えた「迅速な防疫措置」を4つの柱として、一層の取組強化を図ります。

## 7) 畜産環境対策

①家畜排せつ物の管理の適正化と利用の推進

経営の健全な発展、地力の増進並びに地域社会や自然環境に調和した生産性の推進を図るため、環境保全に係る諸制度に的確に対応するとともに、生産活動による環境への負荷を最小限に抑え、耕種農家との連携により本市農業全体を資源循環型農業に転換してきましたが、いまだシート等の簡易対応で管理基準をクリアしている畜産農家も存在し、経営規模や地域の実情に応じて、堆肥舎等の恒久的な施設の整備が必要となっています。一方、適切な家畜排せつ物処理がなされないこと等に起因する悪臭等の苦情が散見されていることから、適切な家畜排せつ物処理に関する技術指導を行い、ニーズに合った堆肥生産ができる農家を育成するとともに、耕畜連携による堆肥の地域内利用を一層進めます。

②臭気防止対策・排水対策の推進

畜産農家の大規模化や住宅地との混住化に伴い、周辺住民との間で苦情問題が顕在化しています。畜産環境アドバイザー等の専門家の意見も参考に連携強化を図り、臭気や水質に係る環境規制を遵守した臭気低減策の研究や汚水の浄化処理対策の取組を推進します。







小林市

〒886-8501

宮崎県小林市細野300番地

TEL0984-23-0300

FAX0984-23-0334